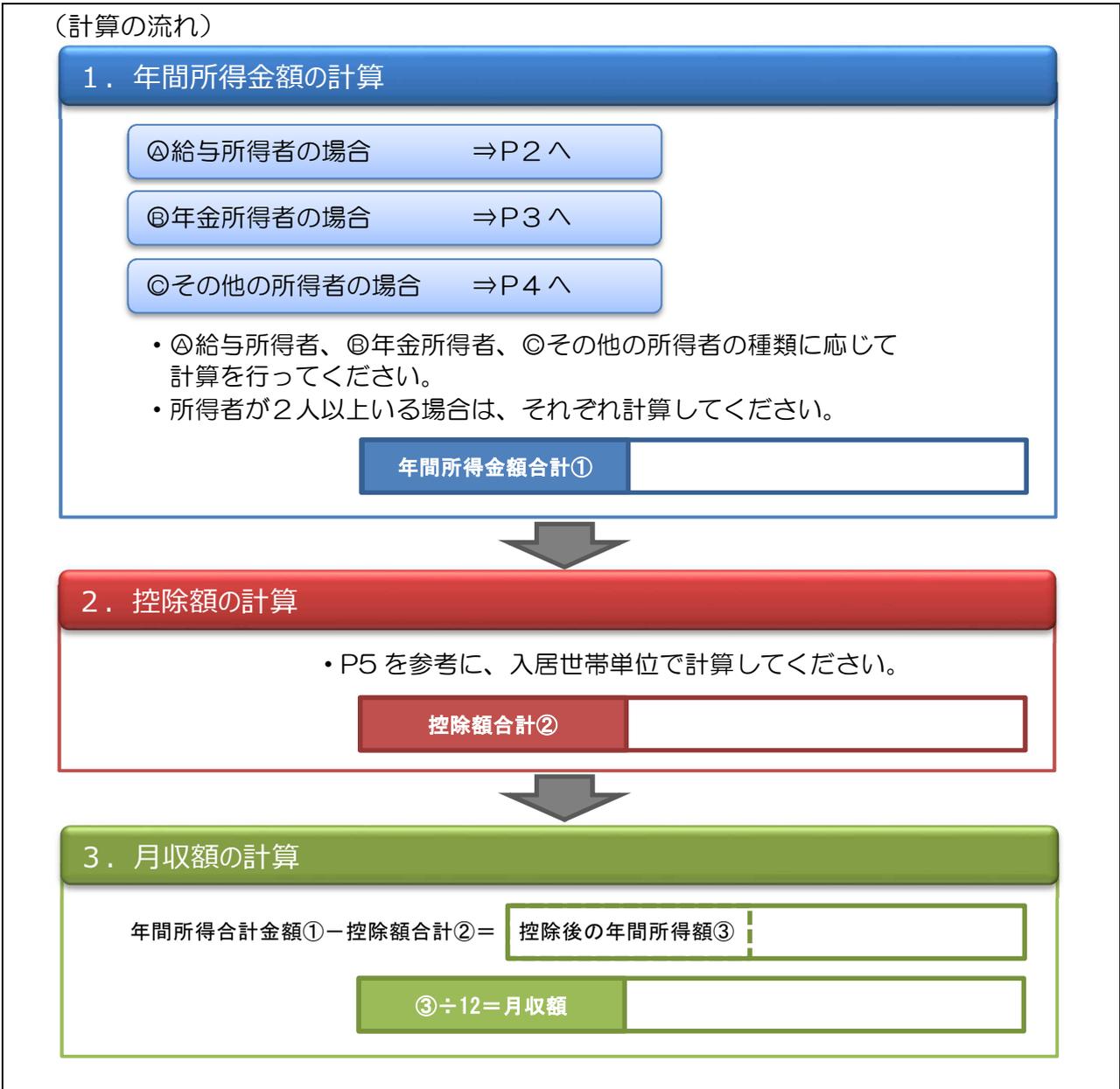


# 公営住宅法に定める算定方法

以下の計算にしたがって算出した月収額が 15.8 万円以下であれば、低額所得者等に該当します。



- 給与所得とは  
給料、賃金、ボーナスなどの所得です。例えば、会社員、店員、日雇労働者、パート、事業専従者などの収入をいいます。給与所得という総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、手当などを含んだ金額です。(ただし、非課税所得は含みません)
- 年金所得とは  
厚生年金、国民年金、恩給などの所得です。例えば、老齢年金、退職年金をいいます。その他、法律により非課税とされている各種年金（障害年金、遺族年金、福祉年金等）による所得については、0円としてください。
- その他の所得とは  
事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。例えば、自営業、サービス業、外交員などの所得をいいます。これらの所得で税金の申告をしている方は、所得金額を十分に確かめてください。

## 年間所得金額の計算のしかた（㊤給与所得者の場合）

まず年間総収入金額を計算してから、年間給与所得金額を計算します。

### ■年間総収入金額の計算

仕事を始めた時期	計算のしかた
①現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している方	前年中の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額の欄)
②現在の勤務先に前年1月2日以後に就職し、現在まで1年以上勤務している方	勤務した翌月から12ヵ月間の総収入金額
③現在の勤務先に就職してから、まだ1年にならない方	勤務した翌月から申込み月の前月までの総収入金額をもとに次により計算した推定金額  $\frac{\text{勤務した翌月から申込み月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込み月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与}$
④現在の勤務先に勤めてまだ1ヵ月分の給料を受けていない方	雇用条件にもとづき支給が予定されている1ヵ月分の給与を12倍した年間の推定総収入金額

年間総収入金額は、賞与、臨時給与、手当などを含めた税込みの金額です。  
就職時期に合わせて該当する欄をみて計算してください。



年間総収入金額

円

### ■年間総収入金額から、年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額	年間総給与所得金額
651,000 円未満	年間給与所得
651,000 円以上 ～ 1,619,000 円未満	年間総収入金額 - 650,000 円 = 年間給与所得
1,619,000 円以上 ～ 1,620,000 円未満	年間給与所得 = 969,000 円
1,620,000 円以上 ～ 1,622,000 円未満	年間給与所得 = 970,000 円
1,622,000 円以上 ～ 1,624,000 円未満	年間給与所得 = 972,000 円
1,624,000 円以上 ～ 1,628,000 円未満	年間給与所得 = 974,000 円
1,628,000 円以上 ～ 1,804,000 円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後4000を掛け戻し、出た金額を右のAにあてはめてください。 $A \times 0.6 = \text{年間給与所得}$
1,804,000 円以上 ～ 3,604,000 円未満	$A \times 0.7 - 180,000 \text{ 円} = \text{年間給与所得}$
3,604,000 円以上 ～ 6,600,000 円未満	$A \times 0.8 - 540,000 \text{ 円} = \text{年間給与所得}$
6,600,000 円以上 ～ 10,000,000 円未満	年間総収入金額 $\times 0.9 - 1,200,000 \text{ 円} = \text{年間給与所得}$
10,000,000 円以上	年間総収入金額 $\times 0.95 - 1,700,000 \text{ 円} = \text{年間給与所得}$



年間給与所得金額

円

## 年間所得金額の計算のしかた（㊦年金所得者の場合）

まず年間総収入金額を計算してから、年間年金所得金額を計算します。

### ■年間総収入金額の計算

年金の受給期間	計算のしかた
①引続き1年以上年金を支給されている方	前年中の支払年金額。なお、年金額の改定があった場合は改定通知書の支払年金額。 (2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額)
②年金を受給されてから1年に満たない方	年金証書の支払年金額。なお、年金額の改定があった場合は改定通知書の支払年金額。(2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額)



年間総収入金額

円

### ■年間総収入金額から、年間年金所得金額を計算する方法

年齢区分	年間総収入金額	年間年金所得金額
65歳以上	1,200,000 円以下	年間年金所得 = 0
	1,200,001 円以上 ~ 3,300,000 円未満	年間総収入金額 - 1,200,000 円 = 年間年金所得金額
	3,300,000 円以上 ~ 4,100,000 円未満	年間総収入金額 × 0.75 - 375,000 円 = 年間年金所得金額
	4,100,000 円以上 ~ 7,700,000 円未満	年間総収入金額 × 0.85 - 785,000 円 = 年間年金所得金額
	7,700,000 円以上 ~	年間総収入金額 × 0.95 - 1,555,000 円 = 年間年金所得金額
64歳以上	~ 700,000 円以下	年間年金所得 = 0
	700,001 円以上 ~ 1,300,000 円未満	年間総収入金額 - 700,000 円 = 年間年金所得金額
	1,300,000 円以上 ~ 4,100,000 円未満	年間総収入金額 × 0.75 - 375,000 円 = 年間年金所得金額
	4,100,000 円以上 ~ 7,700,000 円未満	年間総収入金額 × 0.85 - 785,000 円 = 年間年金所得金額
	7,700,000 円以上 ~	年間総収入金額 × 0.95 - 1,555,000 円 = 年間年金所得金額



年間年金所得金額

円

## 年間所得金額の計算のしかた（◎その他の所得者の場合）

下表により年間総収入金額（＝年間所得金額）を計算します。

### ■年間総収入金額の計算

年金の受給期間	計算のしかた
①前年1月1日以前から引き続き現在まで同じ事業（日雇）をしている方	前年中の年間所得金額 （前年分の所得税確定申告書控の所得金額） 取得金額 ＝ 年間総収入金額 － 必要経費
②前年1月2日以後に現在の事業（日雇）を始め1年経過している方	事業を始めた翌月から12ヵ月間の所得金額
③現在の事業（日雇）を始めてから、まだ1年にならない方	事業（日雇）を始めた翌月から申込み月の前月までの総収入金額をもとに次により計算した推定金額  $\frac{\text{総所得金額}}{\text{勤務した翌月から申込み月の前月までの月数}} \times 12 = \text{年間の推定総所得金額}$
④現在の事業（日雇）を始めてから、まだ1ヵ月が経過していない方	予想される1ヵ月分の所得額を12倍した年間の推定総所得金額



年間総収入金額(年間所得金額)

円

日雇い労働者などで給与所得者として賃金をもらっている場合、「◎給与所得者の場合」で計算してください。  
（その他の所得として所得申告の際に、税務署に自己申告している方の場合）

## 2. 控除額の計算

控除の種類	控除の対象者	控除額	
同居及び扶養親族控除	次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>同居する親族（本人除く）</li> <li>同居しないが所得税法上の扶養親族</li> </ul>	38万円×人数	
特別控除	老人控除対象配偶者控除	10万円×人数	
	老人扶養控除		扶養親族で、70歳以上の方
	特定扶養控除	扶養親族（配偶者を除く）で、16歳以上23歳未満の方	25万円×人数
	障害者控除	次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けている方</li> <li>戦傷病者手帳の交付を受けている方</li> <li>知的障害者更正相談所等により知的障害と判定された方</li> <li>精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方など</li> </ul>	27万円×人数
	特別障害者控除	次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方</li> <li>戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方</li> <li>知的障害者更正相談所等により重度の知的障害と判定された方</li> <li>精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方など</li> </ul>	40万円×人数
寡婦（夫）控除	次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>夫と死別、離婚した後婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない方で、扶養親族のある方</li> <li>夫と死別、離婚した後婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方</li> <li>妻と死別、離婚した後婚姻していない方又は妻の生死が明らかでない方で、生計を一にする子を扶養し、年間所得金額が500万円以下の方</li> </ul>	27万円×人数 （計算後の所得が27万円未満のときは、その額）	



控除額の合計

	円
--	---